

総務委員会記録

- 1 期 日 平成20年8月19日（火）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典
副委員長 野村常雄
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理部]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長
[総務局]
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長
[人事委員会事務局]
事務局長、公務員課長
- 6 報告事項
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局、監査委員事務局]
(1) 今後の財政収支見通しについて
(2) 債権管理の取組み状況について
(3) 差押債権（消費者金融に係る過払金返還請求権）取立訴訟の提起について
[企画振興局]
(4) 地方分権改革推進委員会「国の出先機関の見直しに関する中間報告」のポイント
(5) 平成19年度施策に係る点検結果の概要について
(6) 平成20年度普通交付税について
- 7 会議の概要
(1) 開会 午前10時34分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 質疑・応答
○質疑（田川委員） このたび、東京証券取引所一部上場のアーバンコーポレイション
が民事再生法の適用を申請いたしました。ことし全国で最大の経営破綻だと言われ

ております。多大な影響がこの広島県下でも考えられるわけですが、企業への影響につきましては、商工労働局の担当になると思いますから、本委員会では議題としては扱えないと思いますけれども、私はまちづくりへの影響ということについてお伺いしたいと思います。

まず、このアーバンコーポレイションは県や市の大きなまちづくりにいろいろなところでかかわっておられるということで、例えば広島市内で言えば広島大学の本部跡地の整備については事実上不可能になるなど、いろいろな影響が出ているわけです。

そこで、まず県についてお伺いしたいのですが、県もアーバンコーポレイションとの土地売買契約等があるのではないかと思うのですが、これについてはそれぞれ個別の土木局なり企業局なりが掌握されている内容だろうと思いますけれども、それを集約し統合して、県としてどのくらいの売買契約があったのかということとを掌握しなければいけないのがこの委員会だろうと思いますが、どのような状況なのか、教えていただければと思います。

○答弁（財政課長） 県のアーバンコーポレイションとの契約状況についてお答えいたします。一つは、宇品内港地区でございますけれども、土木局が所管してございますが、面積的にはトータルで2万6,571平方メートルの土地売買契約を結んでおります。このうち約6割、1万5,813平方メートルにつきましてはもう所有権を移転しておりますが、残った4割につきましては、依然県の所有となっております。契約上では、今後アーバンコーポレイションの方でマンションの建設を進められるに従って県の方で所有権を移していくという契約でございましたが、このたび民事再生法の手続がとられていますので、この件については、今後そういう再生計画の動向を踏まえて県としての判断をしていくことになると思います。

それからもう1点、五日市の渚ガーデンでございますけれども、こちらは中高層の住宅用地ということで2万1,756平方メートルを既に分譲しております。代金はすべて企業局にいただいております。マンションの方も1棟は完成して、その北側についても建設中と伺っております。

○質疑（田川委員） 今、掌握されている分をお伺いいたしましたけれども、2件ほど出てまいりました。これ以外にもほかの市町では、アーバンコーポレイションの出資会社、関連会社が事業を行っているものもあるとお伺いしておりますけれども、県にはそういったものはほかにはございませんか。

○答弁（財政課長） 特に県の方で関連して一つ、県直接ではございませんけれども、まちづくりという観点で申し上げますと、福山の駅前地区において、現在、市街地再開発事業が計画されておりますが、そちらの方で事業協力会社という立場でアーバンコーポレイションが入っているということは把握しています。ただ、まだ具体的な事務手続の最中ということで、今後どうなるかについては県としてもその状況を見守っていくと伺っております。

- 質疑（田川委員） 今出ましたけれども、福山の開発にも影響がある、それから東広島市のJR西条駅南での開発ということで、これは出資会社が関係しているということでございますけれども、一部上場会社ということでいろいろな出資をされておりますので、いろいろと市町への影響というのはあるかと思えます。この市町への影響ということで言うと、県がきちんと把握をしていなければいけないと思うのですけれども、今、福山市の例が出ました。私も今、東広島市の例を言いましたけれども、これ以外に広島県内の市町がどのようにまちづくりに影響を受けるのかというのは県の方で把握されているのでしょうか。
- 答弁（地域政策課長） 今の委員の御指摘以外にも、先ほど委員から御指摘いただきましたように、広島市内の広島大学本部跡地におきまして、こちらは広島市と広島大学、それからアーバンコーポレーションを筆頭といたします5つの会社から成る事業体で昨年協定を結びまして計画が進行していたと思うのですけれども、こちらにつきましてもアーバンコーポレーションの今回の事態におけるその後の対応につきまして、現在アーバンコーポレーションがこういう事態になったということで、直ちにこの5社から成る事業体が辞退することにはなりませんので、ほかの4社とそれから広島市、広島大学と協議を行いまして今後どうするか、その後の方策も含めて協議することになると聞いております。
- 質疑（田川委員） 今出てきた市の名前がありましたけれども、それ以外の市町ではないというふうに理解してよろしいですか、県の方で把握していないということでもよろしいでしょうか。
- 答弁（地域政策課長） 今、広島市の広島大学跡地、それから先ほど出ました福山市、東広島市という話がありましたが、それ以外で現在のところ、こういった形で直接影響があるということについてはないと思えます。
- 要望（田川委員） いずれにしても、まちづくりに影響が出まして、これについては憂慮すべきことだと思います。県の方でもこうした問題をしっかり把握していただきまして、どの市町も財政は非常に厳しい状況でありますから、そういうところに対していろいろなアドバイス等ができるようにもしていただきたいと思えます。地方財政健全化法が昨年6月に制定されましたけれども、どの基礎自治体も非常に厳しい財政状況にあるわけですし、そういう中でそれぞれの自治体に影響が出ることがあってはならないと思えます。しっかりと県の方にも対応をお願いいたしまして質問を終わりたいと思えます。
- 質疑（武田委員） それでは、質問しますが、先ほど県税の滞納者が持つ、いわゆるサラ金のグレーゾーン金利過払い金の返還請求権を県が差し押さえ、取り立て訴訟を提起したとの説明がありました。滞納者が多重債務者であって、他の価値がある財産を持たない場合等には、過払い金の返還請求はまさしく貴重であり、県税の徴収においても目指すべきと考えております。しかし一方で、県が滞納者にかわって過払い金を取り立てるということには違和感もあります。これは本来、滞納者本人

が行うべきことのように思われるわけですが、なぜ本人が行わないのか、また本人ではできないのでしょうか、ちょっとお尋ねしておきます。

○答弁（税務課長） 今、委員から御指摘を受けましたとおり、実際は納税者である滞納者本人が消費者金融会社に対しましてみずから返還請求を行って、その中から納税義務を履行するというのが本来でございます。したがって、その過払金返還請求権の差し押さえや取り立てにつきましては滞納者本人の返還請求を行う意思、能力が乏しく、さらに換価可能な財産がほかにないという特に必要がある場合に実施をするというのが原則でございます。今回説明を申し上げましたケースでは、先ほどもありましたように、サラ金ローンの多重債務者ということになっております滞納者がみずから返還請求を行うということになりますと、一つは、たくさん借りておりますので消費者金融会社にみずからの取引履歴の開示をまず求めまして、その返済日、返済金額ごとに、利息制限法の利率より上の部分がグレーゾーン金利でございますので、これを複雑な金利計算をして過払い金額が幾らかというのを特定し、それを消費者金融に持ち込んで返還請求、交渉、さらには相手から任意に支払いがない場合には訴訟を提起すると、このような手続を行う必要がございます。県といたしましては、このケースにおいては、滞納金の徴収を迅速かつ効率的に進めるという視点と、もう一つは本人の法律的な知識、時間的な余裕という部分を見ました場合に、やはりやむを得ずではありますけれども、かわって債権を差し押さえ、取り立てを実施するという決断をしたものでございます。なお、ケースが違いますと、例えば滞納者を県や市町の消費生活センターの相談窓口で紹介をしまして、そこで実際に法律の専門家の援助を受けながら、滞納者みずから主体的に過払い金返還請求を行い、返還金から税の優先納付をするというような方法もありまして、それは状況に応じた取り組みを行っていくというのが実情でございます。

○質疑（武田委員） このサラ金、いわゆる消費者金融会社は最高裁がグレーゾーン金利を事実上、無効とするという判断を示したにもかかわらず、県に審査請求を起こして支払いをしないのはどういう考えであるのか私には理解できませんけれども、またこれに対して県の対応方針をどのように考えているのか、お聞かせください。

○答弁（税務課長） 今の御質問でございますけれども、消費者金融会社の考え方の詳細ということについては不明でございます。ただ、我々がこの状況を分析いたしますと、消費者金融会社そのものに対しては先ほどのグレーゾーン金利に係ります過払い金債権というのは随分たくさん存在していると思います。ですから、この返還請求を安易にされないようにということで返還請求のハードルを高くするために法廷闘争等に持ち込んで抵抗しているのではないかと我々は読んでおります。他の自治体におきましても、この請求をした場合に、その前提であります取引履歴の開示にさえ、これは法的義務がございますけれども、なかなか応じない状況もございますし、差し押さえをただけでは支払いに応じないということも間々あるようでございまして、私の聞くところでは、これまで5つの地方公共団体で6社を相手に訴

訟提起をしているという状況でございます。しかしながら、我々行政といたしましては、消費者金融会社のこのような抵抗を断固排除いたしまして、訴訟提起も含めて取り立てを実施し、過払い金に対する滞納金徴収の先例を確立したいと考えております。

○質疑（児玉委員） 先ほど債権管理の取り組みの状況についてということで御説明がございました。目標額に対して2分の1ということで、非常に厳しく受けとめているという説明がございましたが、目標の設定と2分の1というのは物すごい開きだと思ふのです。この目標設定にそもそも間違いがあったのか、それとも本当に現在の景気が後退しているのか、どういう原因があるのか、分析をいま一度お聞かせいただきたいと思います。

○答弁（税務課長） 御指摘がありました点でございますけれども、まず前提は、19年度から21年度までの3年間の集中対策期間における滞納縮減の目標を決定いたします前に、県として全体の方針を定めております。ただ、その部分につきましては、いわゆる滞納総額の縮減というところと、新規の滞納額の縮減という2つの目標をそれぞれの債権の実情に応じて立てていただくということでございまして、一律に数値等を導入して考えたわけではございません。そういう中におきまして、それぞれ計画の中で重点取り組み方針等を計画段階では書いて出してもらったものを読ませていただきましたけれども、先ほど少し説明を申し上げましたように、それぞれの部局においてそれなりに努力をされておりますが、やはり一つは、大きなところでは特に、滞納処分等ができるような債権について滞納処分そのものが実施されていない、それからいわゆる私債権につきましては強制的な手段をどのように実施していくかということが根づいていないというところでございまして、この辺をしっかりとやっていく。ただ、その前には十分な財産調査等の手法も含めました強制的な回収方法が不足していることがやはり一番大きな原因だと思います。ただ、2点目といたしましては、これは先ほど少し説明を申し上げましたけれども、やはり債権について、最初の貸し付けから最後の回収まで一連の流れとして物事を感じておりまして、それを我々が、今回ヒアリング等で見させていただきますと、最初のスタンスで、例えば非常に生活困窮であるという状況で貸付金を貸した場合に、その御本人の返済能力が十分あるのかどうか、そして最後の段階で滞納になったときに、あくまでもそういう意味で貸し付け段階での判断と、それから回収困難になったときの判断がパラレルになっているのかどうか、ですから逆に言えば、それほど厳しい貸付金であるならばやはり状況に応じた免除という部分をつくっていくという手続の中での本来の流れに沿ったようなところの改善要素があると思っております。いずれにしても、今、委員からお話がありましたように、強制的な手段をもっと強めるということと、それから貸し付けから一貫したシステムをより適正なものにして、そういう滞納が起らないようにするという、大きな2つを進めてまいります。実績が2分の1のところは、こういうことを説明するに当たりまして、財

政健全化に向けた新たな具体化方策の一環というところを踏まえまして、これができていないということに関して非常に大変なことだと思っておりますので、今の御指摘を踏まえましてこれから縮減に再度取り組んでまいりたいと思います。

○要望（児玉委員） 次のページにそれぞれの主な債権の状況ということで、資金別の状況が出ておりますが、確かに資金回収ができているところとできていないところというのがはっきりと分かれているのではないかと思います。この中で、先ほど言われた、本当に余裕があるのに払っていないという部分と、もうどうしようもないので免除に持っていく部分と2通りの性質の資金があると思うので、そこらをやはりしっかりと精査していただきまして、特に県警本部の放置違反金などはふえているのです。これは違反したら払うのが当たり前だという状況の中でこの部分がふえているというのはちょっと理解できないところで、マイナスの部分もプラスの部分もそれぞれその性質によって違うと思いますので、強制的に執行する部分、また免除する部分、それぞれの精査を進めていく中でこの額の全体を減らしていただくようお願いをいたしたいと思います。

○答弁（税務課長） 説明を十分しておりませんでしたので、ちょっと補足させていただきます。県警本部の放置違反金につきましては、これは車の所有者に対するものでございまして、制度ができてまだ間がないところで、実は実際の調定額といましようか、違反の切符を切る金額がどんどん増加をしております。その中で、目標額のところもその全体がふえる中で縮減額がプラスになっているのは、マイナスにはできないけれどもパイがふえる中でこれぐらいの金額に抑えようというところで3,100万円の増額ということを考えておられまして、その結果が実は1,200万円しかふえなかったということなので、ここは積極的な滞納処分を行いまして、実はそういう意味では滞納額縮減の実現ができたというところなので、補足させていただきます。

○要望（児玉委員） できるだけ目標に近づけていただくように努力をしていただきたいと思います。

○質疑（梶川委員） 平成19年度の施策にかかわる点検結果の概要についてと、あと施策点検シートについて2点お尋ねいたします。

資料を拝見いたしますと、非常によくまとまった書類で、施策の進捗状況など大変わかりやすく書いてあると思うのです。ただ残念なことに、この施策点検シート及び結果の概要について、県の予算が一体幾ら使われたのか、経費が全くわかりません。県の重点プログラムの人づくり、活力づくり、安心づくり、自治づくり、それぞれの予算配分がどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

また、施策点検シートの結果ですが、費用対効果もどのようになっているのかよくわかりませんし、その検証はどういう形で行われているのでしょうか。そして、こちらの施策点検の優先順位も全くわからないのですけれども、優先度の高いものの達成率が高くなっているのか、また一番上に書いてある施策が最優先の施策なの

かもはっきりしません。私が民間で働いておりましたとき、特に外資系企業なのですけれども、事業評価などは必ず優先度の高いもの、重要度、緊急性の高いものをまず最初に書くように習慣づけられていたのですけれども、行政は何かどうも違うみたいなので、そのあたりのところももう少しわかりやすくしていただけたらと思います。この施策点検が決算あるいは予算のときに、翌年の予算編成にどのような形で反映されているのかもあわせてお尋ねいたします。

○答弁（政策企画課長） 施策点検につきましてお答えいたします。

施策点検は効率的で質の高い成果重視の行政運営を確立するために計画実施、点検、改善というマネジメントサイクルが大切だということで取り組んでおまして、施策の進捗状況や環境変化等、毎年点検して取り組むべき課題を抽出し、施策の見直しに反映するというところで行っております。優先度の御指摘もございましたけれども、施策の進捗状況というのを点検することにしておりまして、施策優先順位ということも点検することにはしておりません。それぞれの施策が事業指標等を点検して、どこまで進んでいるか、どういう課題があるか、翌年度にそれをどのように反映していったらいいかということで検討しております。こうしたことから、それまで平成17年度の施策につきまして施策点検を行いました、これは平成18年度に行いましたが、このときから個別の事業につきまして事業費等を掲載し、点検するというやり方から、施策について施策レベルで点検をするということで点検シートを少し見直いたしました。委員御指摘の事業に関しましては毎年当初予算の編成時に実施計画事業総括表という形で元気挑戦プランに掲げております20の政策別に政策経費の額を公表しております。ちなみに19年度当初予算で言いますと、合計額が約860億円、このうち人づくりが362億円、活力づくりが200億円、安心づくりが243億円、自治づくりが54億円という状況になっております。

○質疑（梶川委員） 今、860億円の施策の内訳を聞いたのですが、それ以外のものに関してはどうなっているのでしょうか。県の予算は860億円ではなく、約9,800億円ぐらいです。点検しているものは、そのうちの約10分の1以下です。それ以外についてはどのように考えられたのでしょうか。

○答弁（政策企画課長） 今回行った施策点検は、元気挑戦プランに位置づけました事業につきまして、この施策の進捗状況を点検することにしておりますので、そういう意味で言いますと、当初予算ベースで860億円ということになります。県全体の事業につきましては、毎年実施するというところではないのですけれども、事務事業点検総見直しにおいてそれぞれ事業費がどうなっているかとかいうことで見直しをします。施策点検システムは、繰り返して申しわけないのですが、元気挑戦プランに位置づけた重点プログラムについて施策がどのような進捗状況にあるかということも点検するシステムとしております。

○質疑（梶川委員） 事務事業というのは2,700事業ぐらいあると思うのですが、その事業に関しては今どれぐらい置きに点検されているのでしょうか。

○答弁（財政課長） 事務事業総点検という形で、いわゆるやるぞという形で総点検をするというのは一定期間ごとにやっておりますけれども、基本的に毎年予算を要求する段階で方針を出しております。例えば、効率的な執行であるとか、もう事業の役目を終えたものを見直すとか、そういう意味では毎年度予算を組んでいく段階で各局において点検をされる、その方針については財政当局の方で方針を出していますので、今、政策企画課長が言いましたように、ある一つの枠組み、実施計画にのったものを目標値をもって点検するということと、予算を、これは毎年度実施、または決算特別委員会等において、議会あるいは委員会の方に御報告した上で翌年度、次年度以降の予算に反映するというような仕組みになってございます。

○要望・質疑（梶川委員） 今、元気挑戦プランの点検されている事業は74施策です。そして、その2,700事業あるうちの中でも優先度の高いものですか特に重要なものに関してはやはり毎年点検して、その結果をもとに決算特別委員会なり予算特別委員会で質疑のたたき台にしていくように広島県も変えていくべきではないかと思っているのですが、今後そのような形の御検討をぜひしていただきますことを要望いたします。

それから、2点目の質問ですが、こちらの施策点検シートには、県で吟味され選ばれた施策の進捗状況、達成率などが書かれているのですが、今、税の使い方について県民の非常に厳しい目が県政に注がれております。行政側で示した、こういった施策が県民にどのように評価されているのかということも今のこのフォーマットではわかりません。また、県民の要望、評価、意見などを受けた施策にも取り組んでおられると思うのですが、これも不明確になっております。今後の課題として、県民からの施策評価、意見などを県政に反映させていく工夫をしてはどうかと思うのですが、御検討いただけますでしょうか。

○答弁（政策企画課長） 県民の皆さんの御意見とか評価ということでございますが、施策点検につきましては、この点検シートをきょうにも県のホームページで公開いたします。それで、県民の皆様から御意見をメール等でいただく体制をとっております。県民の皆さんの御意見の施策への反映につきましては、パブリックコメントということで、それぞれの事業について各局でも取り組んでおりますし、また総体的には3年に1度実施いたします県政の世論調査を通しまして県民の皆さんの御意見の施策に関する要望等を把握しているところでございます。

○要望（梶川委員） ぜひとも施策点検シートあるいは事務事業の点検などにも県民の評価が反映されるようにしてほしいと思います。県の方でこの事業は素晴らしいと思っても、県民側からするとちょっとどうなのかというようなものも、もしかしたらあるかもしれません。そしてまた、現在の事業評価に関しても毎年やられているというわけではありませんし、財政健全化に向けて一生懸命県で取り組んでいると言われましても毎年600億円ぐらいずつ足りない金額があるということで、県民にとってやはり税の使い道がどうなっているのかということをもっと明らかにしてい

った方がいいと思いますので、ぜひとも事務事業の点検をするに当たられましても優先度の高いもの、非常に県民にとって大切な事業に関しては毎年点検したものを県民に向けて公表されることを要望いたしまして質問を終わります。

○意見（渡壁委員） きょうはいい説明があったから、まず第一は、今後の財政収支見直しについて私の考えを述べておきたいと思います。これは平成20年度の当初予算をベースにして試算したものですけれども、21年度は、20年度の前提条件で試算を行ったら、まず第一に計算が合わないことになると思います。いろいろあるが2.1%の名目で成長するのだということを前提にしていたら、ますますこれは合わない。今の経済状況からいったら合わない。0%でもこれはちょっと厳しい。今の状況でいくと恐らく税収はマイナスになると思う。広島県を代表するマツダやトヨタ自動車なども、もうアメリカで自動車を生産をしてアメリカから輸出するという動きになっているようなことを考えたら、これはゼロで見積もっていても厳しくなるということ、それ以上厳しくしたら、もう夢も希望もなくなるのでゼロでとめているのだろうと思うのだが、そういう厳しい状況があるということを念頭に置いておく必要があると思うのです。

それから、石油価格が上がって中小企業やら農業やらに物すごい影響が出ているわけですが、これはそういう中小企業だけに出ているのではなくて、県の財政にとっても石油だけでなく、物価の上昇というのは基礎的な生活資材が物すごく上がっているわけで、鉄も上がるし石油も上がるし何もかもみんな上がっているわけで、値上がりしているわけで、今までどおりの県政の運営をやろうと思ったら、インフレというのが財政に物すごく大きい影響を持つということがあるわけです。支出がふえるというゆえんになっていると思うのです。だから、収入は例えばゼロで推移しても、同じことをやるために費用がかさむということがあるということ念頭に置いておかなければいけないのではないかと思う。鉛筆1本の値段から高くなる。だから、今までどおりの運営はできません、ゼロベースでいってもできないということではないかと思うのです。

それから、正しくしてきているのだけれども地方財政制度というもので国ががんじがらめに縛っている。今までの10年間を見てもそうでしょう。基準財政需要額そのものを14%ぐらい切り下げてきている。基準財政需要額を10年間で14%ぐらい切り下げたでしょう。皆さんは節約してやってきたのだと言うけれども、14%も切り下げているから幾ら節約しても600億円足りない。血が出るような思いをして毎年節約しているのに600億円足らなくなるというのは、基準財政需要額を切り詰めて、それをもとにして交付税やその他を決めてくるからです。交付税をもらっていない、昔は富裕団体だったのだけれども、今はそう富裕団体でもないと思うが、交付税をもらっていない団体の数だって物すごくふえている。その一番大きな要因は何かといたら、基準財政需要額を絞ってくるから、交付税をもらっていない団体がふえるわけです。そんなことになっているので、それではそれがふえたら裕福になって

いるのかといったらなっていない。基準財政需要額そのものが抑えられているのだから。足りないということになっているので、あなたが正しく指摘しているというのは、国の財政制度というものを何とかしてもらわないといけけないのだ、そうしないとうとうにもならないのだということを経後にちよつと言っているが、本当は一番先にこれを言っておかないといけけない。

私に言わせたら、これはもう地方が節約する限界は過ぎている。みんなに給料が払えないというのはもうこれは企業で言えば倒産と同じことである。法律で決められている人事委員会勧告制度もあるし、法律で決めている賃金が払えないという状況になって、カットして、それも毎回いつ解けるともわからないぐらい続いているわけだ。物価もどんどん上がっているのだから、県民生活もさることながら、県の職員の生活も行き詰まってくる。そういうことになっているわけで、もう県が職員の賃金を何かすることで報告しようと思っても報告できない段階に来ているということだと思ふのです。だからひとつぜひ企画振興局長を先頭にして、国に対して厳しくやらなければ、けんかをしなければとうとうにもならない、もうそれはそういう気持ちでやってもらいたいと財政問題については思ふます。小手先のことでとうとうにもならない、これは国と大げんかしないとだめだ、地方の実情とか国民の生活状況をよくわかってもらわないといけけない。消費税を10%上げますとか今の政策を見ていたらそんなことを全然理解せずに行っているのかと思ふ。消費税を10%上げるためにはどうすればよいか、年金生活者はどうするのですか、生活できなくなるし、それは年金の引き上げを先にやっておかないといけけないでしょう。生活保護費はどうするのですか。それは上げとかなければいけけないでしょう。1%上げれば2兆5,000億円収入がふえるということだけを考えている。それから1,023万人いる、いわゆるワーキングプアをどうするのですか。ほうっておいてから消費税だけ上げたら、全部生活ができないようになります。国は大混乱になりますよ。国民の生活を見ながらそういうことはやらないといけけない。だから、そういう対策を打っておいて消費税を上げるならいいですけども。そんなことが議論になるから、これはやり方が国民の生活を忘れているのだ。地方の実情がわかっていないのだ。だからこれは厳しく言わないとだめです。黙っていたら、それでもできているではないか、こう言うのだから。切り下げた理由は何ですかと聞いたら、それでも地方はできているではないか。向こうの答えはこれぐらいしかない。だから、できないということをやはり言わないといけけないと思ふます。財政問題についてはそういうことを思ふますので、強くそういうことは言ってもらいたいと思ふます。

それから、関連するのですが、地方分権改革推進委員会の報告が出たというのですが、これはむなししいのです。内容は読めばわかります、これはいいことを書いてあるに決まっている。けれども実行する気がありますか。全然実行する気はありません。では、これはいつからやるのですか、分権改革の内容はいいですけども、いつから具体化するのかと言ったら、いつから具体化するということはないと言っ

ており、これから国も各省で聞いてみますと。各省庁へ行ってみれば、そんなばかげたことができるかと。それで、もう委員会でも道路財源などは地方の財源にすべきだと言ったら、地方の財源にしたら、道路をつくらずに福祉やその他に使うのだからだめだというのが国の立場です。地方の財源にしようという気は全然ないのです。県は市町村にしているが、国の方は地方へ分権をしようという気は全くないのです。お金についてはますますない。仕事についてはあるけれども、高齢者の医療負担などでも、今の4,000億円がさっき出ていたが、あの4,000億円、大体8,000億円かかる半分以上を国が持つと言ったのだけれども、法人税法や地方交付税法を変えて東京都や愛知県みたいなどころから巻き上げて地方に配って、国の方は腹が痛んでいない。これはみんなそういう性格のものだ。分権改革をして地方のことをやろうかという気がないのだからこれはもう闘いです。闘いをしなかったら、じっと待っていても、いつまで手を広げて待っていても、分権なんてしてくれないのです。そういう認識を持って私はやってもらわないといけないのではないかと思います。

それから、広島県の貧しさの象徴なのですが、この前も言いましたが、もう少し修繕費というのを組んでください。職員が住んでいる公舎に行ってみてください。もうぼろばかりで、崩れて落ちているようなものばかりです。県の庁舎でもそうでしょう。あの庁舎を見てください、貧乏の象徴だ。醜くてもうどうにもならない、崩れて落ちているのだから。そういうものを修繕しないとイケない。この間、修繕費を組んでいないためにあちこちで崩壊して、それを撤去するために莫大な費用がかかってどうにもできなくなり、財政再建を見直ししなければいけないという夕張市の例が新聞に出ていた。広島県もそうなりますよ。今の状況を続けていたら何かあったら、早く県庁から逃げろということになる。これは地震でもあれば前のリーガロイヤルホテルにみんな逃げろ、そうしなければ危ないぞということになる。警察官は自分の自宅から、1年に1回か3カ月に1回か知らないけれども、県庁まで、自分の勤務場所まで歩いて来るということをしている。それは交通機関が麻痺したときにどこを通ってきたら来られるかということを考えて歩いてきなさいということで、そういうことをやっているわけです。これはいいのですが、自分が住んでいる家が揺れているのに行けません。これは、行くというわけにいかないです。警察官は皆そんなところへ住んでいるのです。だからそれは直してやって、何かあったときにそんなことをしていたらそれはさまにならない。

そういうことも言いたいのだが、神戸大学の先生から、私は神戸の大震災の後すぐ話を聞いたが、災害というものは日ごろ往生ですというのが先生の言葉です。例えば、建築基準法に基づかない住宅をいっぱい建てていたりして、それに大体ができていなかったから、今、建築基準法というものがあるけれども、ぼろになった建物を基準法に沿って直せというのはない。だから、日ごろ往生なのだ、そういう家が倒れてきて逃げられないようになって、皆、燃えて死んだのです。だから、そういう、筋交いの一本も入っていたら神戸のあのような大災害にはならなかったので

すというのが先生のお話でした。だから日ごろ往生なのだということを言っている
ので、県庁も日ごろ往生にならないように、新しく建てないのだから、やはりぴし
っと修理しておかないと、安全性を担保しておかないといけないと思うのです。直
すことをどなたに遠慮することもないと思うのです。安全性を確保しておかないと、
いろいろな努力をしても仕事もできないということになると思うのです。何を
しているのかということになると思うのです。だから、そういう予算も組んでくだ
さい。貧しい情勢だということはよくわかるのですけれども、皆さんが辛抱して貧
しさに耐えれば耐えるほど、国の方はそれでもやっているではないかと言ってくる
のだから。基準財政需要額というものがどんどん落ちてきているのだから、インフ
レになったときに落とされたらもうこれは息もできない。

だから、そういうことで闘いですから、やってもらわなければ地方はもたないとい
うことではないかと思えます。幾らやったからといって、職員から言えば藤田知
事なんかもう嫌われ者だ、給料は下げるし、幾ら嫌われてもいいと思ってやっても
ためになればいいけれども、それはためにならないでしょう。一つもためにならな
い。だからそういうことを、どうしてもやらなければいけないことは幾ら貧しくて
も大げんかをしまくってもやはりやらなければいけないと思うのです。行政が維持
できないと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。私の思いを酌み取って
もらえればもう答弁はいいです。

○質疑（間所委員） 渡壁委員が分権改革は議論するのがあほらしいというような話を
されていますが、やはりおっしゃるように相当力を出してやらないといけないとい
うのは、我々議員がやらないといけないということでもあろうと思うのです。国と
けんかしなければいけないとか、これは一生懸命やるつもりであります。一番心
配なのは、国の出先機関は広島県が一番多く、中国地方では、ほとんどこの広島に
あるのです。広島で全部もらえばいいと我々も思っているのです。全部いただき
たい。ところが、全部いただくということは、あそこの施設ももらう、権限ももら
うのですが、あそこで働いている人はどうなるのかということになるのです。それを
広島県が一生懸命改革をして人減らしをやっても、いざ権限をもらったときにはま
た国で働いている人を全部県が引き受けてくれというようなことではどうにもなら
ないという気がするのです。先ほどの説明にもそういったところがちょっとあったの
ですが、これは一体全体どういう議論になっているのですか。わかることがあれば
説明してください。

○答弁（分権改革課長） このたびの第2期分権改革で国と地方の役割分担の見直しに
伴う国から地方への権限移譲に伴いまして、財源の移譲はもとよりでございますけ
れども、委員御指摘のように、職員の受け入れについては、この問題を片づけない
と、要は国とすれば生首が切れないわけですから、それを理由に地方へ権限移譲が
できないという議論になってしまっただけは元も子もございませんので、地方とすれば
何がしかの受け入れについては協力する用意があるということで全国知事会として

も一応態度を決めております。しかし、委員御指摘のとおり、地方自治体は職員数も大幅に削減し給与カットなど節減努力もしてきました。しかし、それに比べてまだ国は今の執行体制ですら十分合理化がされていないではないか、行革努力をまず国としてしてください、それで事務移譲に伴う必要な人員については受け入れる用意がございますということで、職員の受け入れ問題がこの権限移譲の障害にならないように、地方としてはそれなりの覚悟は決めて臨まなければならないと考えております。

(4) 県外調査についての協議

県外調査の日程等について委員会に諮り、10月20日（月）～22日（水）の2泊3日で調査を実施することに決定し、具体的な調査場所等については委員長に一任した。

(5) 開会 午前11時51分